

沖縄県計量検定所からのお知らせ

燃料油メーターには有効期間があります！

燃料油メーターは、有効期間が切れる前に計量検定所が実施する検定を受けなければ使用することはできません。長期間使用すると誤差が大きくなり、適正な計量ができなくなる恐れがあります。有効期間が切れたメーターを使用した場合は計量法により処罰されます。

必ず、有効期間が切れる前に、修理事業者の点検・修理を受け検定を受けて下さい！

※計量法は、有効期間を経過した燃料油メーター（計量器）の取引又は証明における使用を禁止しています。

燃料油メーターの種類

自動車等給油メーター
(給油所の燃料油メーター)
検定有効期間：7年



小型・大型車載燃料油メーター
(大型ローリー、ミニローリー)
検定有効期間：5年



計量法根拠規定

○計量法第16条（使用の制限）

検定証印又は基準適合証印が付されていない特定計量器や検定有効期間を経過した特定計量器は、取引・証明に使用できません。

○計量法第72条（検定証印）

検定に合格した特定計量器には検定証印を付します。

○計量法第96条（基準適合証印の表示）

指定製造事業者は、製造した特定計量器に基準適合証印を付することができます。

○計量法第172条

同法第16条に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役若しくは50万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

検定に関するお問い合わせ先

沖縄県計量検定所
〒901-1105 南風原町字新川 272-5
TEL : (098)889-2775
FAX : (098)889-1981

修理・点検に関するお問い合わせ先

日立オートモティブシステムズマネジメント(株)
九州支店沖縄駐在員事務所 TEL : (098)871-9255
(株)タツノ 沖縄営業所 TEL : (050)9000-5678
(株)富永製作所 沖縄営業所 TEL : (098)879-0599